

資料 NO. 5

1 固定資産税課税誤りについて

(1) 誤りの内容

住宅用家屋の敷地の固定資産税については、「小規模住宅用地」などの軽減を行うが、

- ・住宅があるのに、土地の固定資産税の軽減を行っていないもの
- ・住宅がないのに、土地の固定資産税の軽減を行っているもの
- ・軽減の面積や取扱いを誤っているもの

など、1000 を超える誤りがあることが分かった。

(2) スケジュール等

6月下旬から、順次、現地調査を実施中。秋ごろまでに完了予定

必要な還付、追徴は年度内に完了予定

H27 年度の固定資産税課税は、調査結果を反映させる予定

2 還付加算金の未払いについて

(1) 誤りの内容

給与支払報告書などの課税資料によって町が課税した町県民税、国民健康保険税などが、申告期限後の確定申告を行ったことにより納め過ぎとなった場合、還付加算金の計算の始期を「納付のあった日の翌日」とすべきところを「所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1か月を経過する日の翌日」と法令の規定を誤って解釈していたもの。

誤って解釈したことにより、還付加算金の計算期間が短くなり、還付加算金の未払いが生じた。

(2) スケジュール等

8月中に調査及び還付を完了予定

お詫び
と
お願い

固定資産税の 課税誤りについて

◇一般的な評価額と課税標準額の関係

宅地（宅地とみなしたもの） 評価額×0.7=課税標準額

その他（田、畠、山林、雑種地など） 評価額=課税標準額

◇住宅用地の軽減措置（課税標準額の特例）

200m²以下の部分の住宅用地の課税標準額は、評価額の6分の1に減額

200m²を超える部分の住宅用地の課税標準額は、評価額の3分の1に減額

例1 180m²の土地（評価額300万円）

軽減措置が適用されていない場合 課税標準額=評価額×0.7=210万円

軽減措置が適用されている場合 課税標準額=評価額×1/6=50万円

例2 500m²の土地（評価額750万円）

軽減措置が適用されていない場合 課税標準額=評価額×0.7=525万円

軽減措置が適用されている場合

200m²までの部分の課税標準額=評価額×200/500×1/6=50万円 ……①

200m²を超える部分の課税標準額=評価額×300/500×1/3=150万円……②

課税標準額は①+②=200万円

町では、昨年8月に、土地情報総合システムを更新しました。このたび、このシステムの活用により、本来すべき軽減が行われていないもの、誤った軽減が行われているものなど、固定資産税の誤った課税が多数あることが判明しました。

税という常に正確・公平・公正でなくてはならない業務においてあってはならないことであり、町民の皆さまならびに納税者の皆さまに多大な迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

【確認作業にご協力ください】

町では全力を挙げて誤りの更正に努力しますが、誤りの確定な発見と速やかな更正のため、確認作業を行っていただきますようお願いします。

5月中旬にお送りしております

（1） 知らない土地・家屋、売却した土地、解体した家屋などの記載がある。

（2） 所有している土地、建物の記載がない。

システムを用いた点検により、誤った課税をしていましたと思われるものについて調査し、課税を修正するとともに、必要に応じた還付を行います。

【今後の対応】

含みますが、倉庫・作業場などは含みません。）に対して、課税標準額の軽減措置が適用されていない。

固定資産税 土地・家屋課税明細書		
平成26年度		
689-2292		
北栄町		
北栄太郎 様		
000000#		
北栄太郎	税務課	TEL 0858-37-1511
平成26年5月16日		

ご確認ください!!

軽減措置の確認方法

- 評価額×1/3 ≥ 課税標準額となっている
軽減措置が適用されています。
- 評価額×0.7 = 課税標準額となっている
軽減措置が適用されていません。

問
..
税務課
37-5865

